

第 3 部
特許

第 107 条

特許に関する法律 2016 年 13 号（インドネシア共和国官報 2016 年 176 号、官報補遺 5922 号）の幾つかの規定を以下のように改正する：

1. 第 3 条の規定を改正し、以下の通りとする：

第 3 条

(1) 第 2 条 a 項で定められた特許は、新規性があり、進歩性があり、産業上の利用可能性のある発明に対して与えられる。

(2) 第 2 条 b 項で定められた簡易特許は、既存の製品または製法の発明の発展であり、実用上の利益があり、産業上の利用可能性のある全ての新規性がある発明に対して与えられる。

(3) (2) 項で定められた製品または製法の発明の発展には以下が含まれる：

- a. 簡易的な製品；
- b. 簡易的な製法；あるいは
- c. 簡易的な方法

2. 第 20 条の規定を改正し、以下の通りとする：

第 20 条

(1) 特許はインドネシアにおいて実施しなければならない。

(2) (1) 項で定められた特許の実施は以下の通りとする：

- a. 特許が与えられた製品の製造、輸入またはライセンス授与を含む製品特許の実施；
- b. 特許が与えられた製法により作られた製品の製造、ライセンス授与、輸入を含む製法特許の実施；
- c. 特許が与えられた方法、システム、利用により作られた製品の製造、輸入、ライセンス授与を含む方法、システムおよび利用の特許の実施

3. 第 82 条の規定を改正し、以下の通りとする：

第 82 条

(1) 強制実施権とは、以下の理由による申請に基づいて、大臣決定により与えられる特許実施のライセンスである：

- a.特許が与えられてから 36 ヶ月の期間中、第 20 条で定められたようにインドネシアにおいて実施がされない；
- b.特許が特許権者または実施権者により社会の利益に損害を与える形および方法で実施された；あるいは
- c. 以前に与えられた特許を発展させた特許が、保護期間中の他者の特許を用いることなく実施することができない。

(2)(1)項で定められた強制実施権の申請には費用が課される。

4.第 122 条の規定を改正し、以下の通りとする：

第 122 条

- (1)簡易特許は単一の発明にのみ与えられる。
- (2)簡易特許の実体審査請求は、簡易特許出願提出と同時に行為れ、費用が課される。
- (3)簡易特許の実体審査請求が(2)項で定められた期間内に行われな場合、または簡易特許の実体審査費用が支払われな場合、簡易特許出願は取り下げられたとみなされる。

5.第 123 条の規定を改正し、以下の通りとする：

第 123 条

- (1)簡易特許出願の公開は、遅くとも簡易特許出願の受理日から 14 日以内に行われる。
- (2)(1)項で定められた公開は、簡易特許出願の公開日から 14 就業日の間行われる。
- (3)(2)項で定められた公開期間の終了後、簡易特許出願の実体審査が行われる。
- (4)第 49 条(3)項および(4)項の規定を除外し、簡易特許出願に対する不服は、実体審査段階において追加の検討材料として直ちに用いられる。

6.第 124 条の規定を改正し、以下の通りとする：

第 124 条

- (1)大臣は遅くとも簡易特許出願の受理日から 6 ヶ月で簡易特許の承認または拒絶の決定を行う義務がある。
- (2)大臣により与えられた簡易特許は、電子メディアおよび/あるいは非電子メディアを通じて記

録および公表される。

(3)大臣は権利証として簡易特許権者に簡易特許証を与える。

第 4 部 商標

第 108 条

商標に関する法律 2016 年 20 号（インドネシア共和国官報 2016 年 252 号、官報補遺 5953 号）の幾つかの規定を以下のように改正する：

1.第 20 条の規定を改正し、以下の通りとする：

第 20 条

以下の場合、商標は登録されない：

- a. 国家のイデオロギー、法規、道德規範、宗教、倫理、公序良俗に反するもの；
- b. 登録対象の商品/サービスと同じ名称、これを説明するもの、又はその単なる言及に過ぎないもの；
- c. 登録対象の商品/サービスの出所、品質、形式、サイズ、種類、又はその使用目的について、公衆を誤認させる可能性のある要素を含んでいるもの、又は 同類の商品/サービスに対し保護対象となっている植物品種の名称。
- d. 生産された商品/サービスの品質、便宜又は効能と一致しない情報を含んでいる。
- e. 識別性を有する特徴がないもの；
- f. 一般名称、公有財産の象徴となっているもの；
- g. 機能的な形状を含むもの

2.第 23 条の規定を改正し、以下の通りとする：

第 23 条

(1) 実体審査とは、商標登録出願に対し、審査官が行う審査である。

(2) 第 16 条及び第 17 条にいう異議申立て又は答弁は全て、(1)項にいう実体審査において考慮対象とされる。

(3) 公告期間満了日において異議申立てが提起されていない場合、出願の実体審査が実施される。

(4) (3)項にいう実体審査は、最長 30 日以内に完了する。

(5) 第 17 条にいう答弁書提出期限の満了日から最長 30 日以内に異議申立てが提起された場合、出願の実体審査が実施される。

(6) (5)項にいう実体審査は、最長 90 日以内に完了する。

(7) 実体審査実施のための必要に応じ て、審査官以外の商標審査専門家を配置することができる。

(8)(7)項にいう審査官以外の商標審査専門家によって行われた実体審査結果は、大臣の承認により、審査官によって行われた実体審査結果と同等とみなすことができる。

3.第 25 条の規定を改正し、以下の通りとする：

第 25 条

(1) 商標が登録されると、大臣により商標証書が発行される。

(2) (1)項にいう商標証書には次が記載されている：

- a) 登録商標所有者の氏名と住所；
- b) 代理人を通して出願された場合は、代理人の氏名と住所；
- c) 受理日
- d) 優先権を使用して出願された場合は、最初に出願が受理された日付と国名；
- e) 登録された商標の区分、色彩要素を使用している場合はその色彩、外国語、英文字以外の文字、又はインドネシア語では通常使用されない番号、英文字と数字、並びに英文字での綴りと発音；
- f) 登録番号と日付；
- g) 登録された商品/サービスの区分と分類；
- h) 登録商標の有効期限

第 107 条

1 番

第 3 条

(1) 項

十分に明確である。

(2) 項

簡易特許は技術的な特徴が異なるだけにとどまらず、装置、製品、機械、構成物、方式、用途、化合物またはシステムを含む形状、構成、構造あるいは成分によって先行する発明よりも実用的な機能/用途を有する製品の形の発明に対して与えられる。簡易特許は新たな製法あるいは方法の形の発明に対しても与えられる。

(3) 項

十分に明確である。

2 番

第 20 条

十分に明確である。

3 番

第 82 条

(1) 項

a

十分に明確である。

b

十分に明確である。

c

この状態は通常、特許で保護されている先行する発明の補完あるいは発展の結果である特許の実施において生じる。そのため、この新たな特許の実施は他者が有する特許に保護された発明の一部あるいは全部を実施することを意味する。先行する特許権者が後発の特許権者が後発特許を実施できるようライセンスを供与する場合は特許侵害の問題はない。しかし、そのためのライセンスが供与されない場合、本法は解決策を用意しなければならない。本規定は後から与えられた特許が大臣による強制実施権の授与を通じて先行する特許を侵害することなく実施できることを意図したものである。

(2) 項

十分に明確である。

4 番

第 122 条

(1) 項

「単一の発明」とは、簡易特許は独立した製品の 1 つの請求あるいは製法の独立した 1 つの請求のみが提出できるということである。ただし、複数の請求項からなるものとすることができる。

(2) 項

十分に明確である。

(3) 項

十分に明確である。

5 番

第 123 条

十分に明確である。

6 番

第 124 条

十分に明確である。

第 108 条

1 番

第 20 条

a

「公序良俗に反する」とは、市民または集団の感情を害する、市民の一般的礼儀または倫理を害する、および市民または集団の平穩を妨げるといった、市民の中にある全般的な規則に沿っていないということである。

b

商標が登録を申請された製品および/あるいは役務に関連するか、それを述べているだけである。

c

「公衆を誤認させる可能性のある要素を含んでいる」は、例えば「No.1 のケチャップ」という商標は商品の品質について市民を誤認させるため登録できない、「正味 100 グラム」という商標は商品の大きさについて誤認させるため登録できないことを意味する。

d

「生産された商品/サービスの品質、便宜又は効能と一致しない情報を含んでいる。」とは、その製品の品質、利益、効能および/あるいはリスクに応じていない説明が記載されていることを意味する。例えば万病に効く薬、健康を害さないタバコである。

e

マークが一本の線または一つの点のように簡素すぎる、あるいは不明瞭なほどに複雑な場合、差別化する能力がないとみなされる。

f

「一般名称」とは特にレストランにおける「rumah makan(食堂)」、喫茶店における「warung kopi(コーヒー屋台)」といった商標である。特に危険物を表す「ドクロのシンボル」、化学物質を表す「毒のマーク」、レストランサービスを表す「スプーンとフォークのシンボル」といった公有財産の象徴もある。

g

十分に明確である。

2 番

第 23 条

十分に明確である。

3 番

第 25 条

(1) 項

十分に明確である。

(2) 項

a

十分に明確である。

b

十分に明確である。

c

十分に明確である。

d

十分に明確である。

e

十分に明確である。

f

「登録日」とは、商標が登録された日付である。

g

十分に明確である。

h

十分に明確である。